

更新日:2014年6月12日

沖縄国際情報通信基盤(海底光ケーブル)構築事業に係る企画提案公募公告

次のとおり企画提案書等を公募するので、公告する。

平成26年6月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 公募趣旨

沖縄県では、県内において、クラウド・コンピューティング等の新たな高付加価値サービスの創出や国内外のデータバックアップ機能を補足するリスク分散化拠点の形成、県内データセンター間のネットワーク拡充の強化を図ることとしており、これらクラウドビジネス環境を、海底光ケーブルを通じて国内外に提供し、本県が日本とアジアの国際情報通信ハブとして機能することを目指している。

その一環として、沖縄本島と首都圏、アジア(香港、シンガポール)間を直接接続する海底光ケーブル(以下「海底光ケーブル」という。)の敷設を実現することとしており、当該海底光ケーブルを活用し、沖縄がアジア有数の情報通信のハブとなる国際情報通信基盤を構築することで、さらなる通信コストの低減化と県内情報通信関連産業の高度化、多様化及び振興・活性化を図ることとしている。

今回の公募は、海底光ケーブルの敷設と、同海底光ケーブルを活用した沖縄一首都圏間、沖縄一香港間、沖縄一シンガポール間の通信ネットワーク(以下「沖縄国際情報通信基盤」という。)を構築する事業(以下「本事業」という。)の実施者(以下「事業実施者」という。)から、一連の企画提案を受け、別途定める評価基準等により、事業実施者を選定するものである。

なお、沖縄国際情報通信基盤については、沖縄県と事業実施者との長期安定的な当該基盤使用の権利を保証した契約(以下「長期使用保証契約」という。)により構築することとしており、当該基盤を活用した情報通信サービスの提供については、別途公募により、民間の運用事業者(「サービス運用事業者」という。)を選定することとしている。

2 事業の概要

(1) 事業名 沖縄国際情報通信基盤(海底光ケーブル)構築事業

(2) 事業内容

事業① 海底光ケーブルの敷設

事業② 沖縄国際情報通信基盤の構築と沖縄県との長期使用保証契約

なお、事業②については、平成27年度予算の議決(沖縄県議会)と内閣府の補助金交付決定が前提であり、議決されない場合又は補助金の交付が決定されない場合には、事業として成立しないこと又は事業期間等が変更となる可能性がある。

(3) 事業期間 補助金交付決定日～平成28年3月31日

(4) 運用 沖縄県が別途定める公募により選定

3 参加資格

次の各号に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条に基づく登録電気通信事業者であること。

(2) 新設又は既設分岐(平成26年4月1日時点で構築後3年以内)を利用することにより、首都圏ー沖縄ー香港ーシンガポール間を直接接続する海底光ケーブルを敷設できる事業者であること。

(3) 過去10年間に於いて、国際海底光ケーブルを構築(建設発注も含む)した実績を有する事業者であること。(国際コンソーシアムの構成員としての実績も可。)

(4) 上記(2)の海底光ケーブルを活用して、沖縄ー首都圏間、沖縄ー香港間、沖縄ーシンガポール間の通信ネットワーク(沖縄国際情報通信基盤)を構築し、速やかに長期使用保証契約(20年間)により沖縄県に当該基盤使用の権利を提供できる事業者であること。

(5) 上記(4)の沖縄国際情報通信基盤の通信容量を、それぞれの地域間(沖縄ー首都圏間、沖縄ー香港間、沖縄ーシンガポール間)で総計600Gbps(総計100Gbps×6とし、一対地最低100Gbps×1、最大100Gbps×4の間で、地域間で自由に設定できるものであること。)提供することができるものとし、沖縄県が必要と判断した場合には1年以内に総計1.2Tbps(総計100Gbps×12とし、一対地最低100Gbps×1、最大100Gbps×10の間で、地域間で自由に設定できるものであること。)まで拡張できる事業者であること。

(6) 上記(4)の沖縄国際情報通信基盤の往復伝送遅延を、一定値以下(沖縄ー首都圏間35msec以下、沖縄ー香港間35msec以下、沖縄ーシンガポール間70msec以下)で提供できる事業者であること。

(7) 当該業務が事業期間内に適正かつ適切に完成できることを確認するために、以下の必要書類を提出することができる事業者であること。

① 当該海底光ケーブルの海洋ルート図

② 工事計画書(線表)

ア 実施する一連の工事については、工事名、工事請負業者名、工事開始予定期日及び竣工予定期日の記載があること。

イ 必要となる許認可等については、それぞれの許認可及び申請先の名称並びに申請及び取得等の予定期日の記載があること。

③ 提出する工事計画書(線表)に具体的な工事内容の記載があること。

④ 上記②イに記載する許認可等それぞれについて、申請から取得までの期間が客観的に妥当であることが示されていること。

(8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てをし若しくは申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。

なお、二者以上で構成された共同企業体において、企画提案を行う場合には、次の各号に掲げる要件を満たす者であること。

(10) 共同企業体を代表する事業者が、応募を行うこと。

(11) 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(8)、(9)の要件を満たす者であること。

(12) 共同企業体を代表する事業者が、上記(1)、(3)、(4)、(5)、(6)の要件を満たす者であること。

(13) 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、上記(2)、(7)の要件を満たす者であること。

(14) 共同企業体を構成する事業者が、他の共同企業体の構成員として又は単独で企画提案を行っていないこと。

4 企画提案への参加方法

企画提案への参加を希望する者(以下「企画提案者」という。)は、沖縄国際情報通信基盤(海底光ケーブル)構築事業に係る企画提案公募要領(以下「公募要領」という。)により、企画提案書等を提出すること。公募要領は、下記「6 手続き・問い合わせ先」にて配布するとともに、沖縄県商工労働部情報産業振興課ホームページ(<http://www.pref.okinawa.jp/iipd/>)にてダウンロードすることができる。(配布期間は、平成26年6月26日(木)までとする。)

なお、本公募公告で定義した用語については、公募要領においても同様に定義するものである。

5 企画提案書等提出期限

(1) 質問事項受付期限 平成26年6月20日(金)17:00まで

(2) 企画提案意思確認書提出期限 平成26年6月26日(木)17:00まで

(3) 企画提案書等提出期限 平成26年7月3日(木)17:00まで

6 手続き・問い合わせ先

沖縄県商工労働部情報産業振興課基盤整備班 担当:大嶺

住 所:〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 8F

電話番号:098-866-2503 FAX番号:098-866-2455

電子メール:aa058100@pref.okinawa.lg.jp

7 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為を行った場合には、当該企画提案者は失格とする。
- (4) 提出書類の作成・提出等に要する費用は、企画提案者の負担とする。また、提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業実施者の選定以外の目的に使用しない。
- (6) 企画提案者は、今回の企画提案手続きで知り得た情報を、他に漏らしてはならない。
- (7) 提出された企画提案書、審査内容、審査経緯については公表しない。
- (8) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には、一切応じない。
- (9) 1企画提案者につき、提案は1件とする。
- (10) その他詳細は、公募要領による。

以上

関連資料

- ・ [沖縄国際情報通信基盤\(海底光ケーブル\)構築事業に係る企画提案等公募要領\(PDF:141KB\)](#)
- ・ [別紙1:沖縄国際情報通信基盤\(海底光ケーブル\)構築事業評価項目・評価基準表\(PDF:75KB\)](#)
- ・ [沖縄国際情報通信基盤\(海底光ケーブル\)構築事業に係る企画提案等公募要領\(様式\)\(エクセル:35KB\)](#)

お問い合わせ

商工労働部情報産業振興課基盤整備班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟8階(北側)

電話番号:098-866-2503

FAX番号:098-866-2455

沖縄県庁 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 電話(代表):098-866-2333

Copyright © Okinawa Prefectural Government. All Rights Reserved.